

令和2年5月26日

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

事業者の皆様のご協力により、5月25日をもって緊急事態宣言が解除されることとなりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請等の取組は継続しており、事業者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

参考として、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」（抜粋）及び「東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」を同封させていただきます。加えて、「施設別休止要請の緩和ステップ」を東京都防災ホームページに掲載しておりますので、ご高覧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当

東京都 総務局 総合防災部

防災管理課 03-5388-2604

防災対策課 03-5388-2561